

接続ルールの見直しに関する意見書

平成13年3月2日

総務大臣 殿

郵便番号 105 - 6577

(ふりがな)

住所

とうきょうとみなとくらのもん

東京都港区虎ノ門三丁目5番1号

(ふりがな)

氏名

でーでーあいぽけつかぶしきがいしゃ

ディーディーアイポケット株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう おかだ たけし

代表取締役社長 岡田 健

(連絡先) 技術企画部 青木、平田

電話番号 :03 - 5400 - 5712

メールアドレス hhirata@pocket.ddi.co.jp

別紙のとおり意見を提出いたします。

接続関連費用の負担の考え方について

(別紙)

他社意見

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社の意見

(1) 全事業者が広く薄く費用負担すべき機能とは、従来通り 網として基本的に具備すべき機能であって、多数の事業者が共通的に利用でき、現に利用している機能」とすべきであると考えます。

(2) 以下のような性格を有する機能は、網使用料ではなく網改造料として当該機能を利用する事業者の個別負担とすることが適当であると考えます。

本来は接続事業者側で具備すべき機能 (例 :伝走路振分装置、事業者間凄惨の一部機能)
特定事業者のみが利用する機能 (例 P H 関連機能)
長期増分費用モデルに含まれていない機能 (例 :今後の技術革新で導入されるような機能)

弊社意見等

平成12年10月23日付及び平成13年2月9日付の「接続ルールの見直しに関する意見書」においても述べさせていただきましたが、現行の接続ルールによれば、網改造費の負担については接続に必要な“機能”により“基本的な接続機能”であるか否か判断されることとなっていると認識しております。

しかし、現実には改造の行われた“設備”に応じて基本機能が否かが決定されており、基本的な接続機能であると思われるものについても“設備”によっては網改造費を負担しています。(同じ接続機能であっても、ISによる接続であれば基本機能、PSMによる接続であれば個別機能として整理されている)

PHS事業者は重い網改造料の負担を強いられておりますが、その一因はこれらの費用について“基本的な接続機能”の定義が明確化されていない事によるものであると考えておりますので、“機能”に着目した“基本的な接続機能”の明確化が必要と考えます。